

島根県高等学校PTA連合会 高校生総合保障制度

この補償概要は、主な場合を記載しておりますので、具体的な内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
また、プランによってセットされている補償が異なり、補償できない補償項目がありますのでご注意ください。

■こども総合保険の補償概要

補 償	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
●個人賠償責任補償 (国内外補償) ・個人賠償責任補償 条項の一部変更 ・受託品賠償責任 補償 ・賠償事故の解決に 関する特約セット	被保険者(☆)が、本人(加入者記載の被保険者をいいます。)の居住のための住宅および同一敷地内の動産の所有・使用・管理に起因する偶然な事故、または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、被害者に対する損害賠償金、訴訟費用等をお支払いします。受託品(被保険者(☆)が他人から借りたり預かりしている財物をいいます。)については、本人の住宅に保管されている間、または日常生活上の必要に応じて一時的にその住宅外で被保険者により管理されている間の事故により生じた損壊等に限ります。損害賠償金は、1回の事故につきご加入の個人賠償責任保険金額をお支払いの限度とし、情報機器等に記録された情報の滅失等にかかる損害については、個人賠償責任保険金額または500万円のいずれか低い金額を限度とします。 ※学校の管理下における活動中、クラブ活動などでのスポーツ中に、学校・クラブ・スポーツなどにおいて定められた指示やルールに従っている間に発生した事故については、通常、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。 ※次のものは受託品の対象となりません。 通貨、商品券等の金券、貴金属、自動車、バイク、原動機付自転車、本人が危険な運動を行っている間のその運動のための用具、動植物、建物、設計書、美術品…等 ※賠償金額の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 ※受託品にかかる損害賠償責任を除き、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士を選任を含みます。)は原則として引受保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。(「賠償事故の解決に関する特約」セット) ☆「被保険者」の範囲は、次のとおりとなります。 ① 本人 ② 本人の親権者 ③ 本人の配偶者 ④ ①から③までの同居の親族 ⑤ ①から③までの別居の未婚の子 ⑥ ②から⑤までのいずれにも該当しない法定の監督義務者。ただし、本人に対する監督義務に関する事故に限ります。	次の事由によって生じた損害 ①保険契約者または被保険者の故意 ②職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する賠償責任(仕事上の賠償責任) ③職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の用に供される動産または不動産の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ④被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ⑤自動車、バイク、原動機付自転車、船舶等の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ⑥被保険者の心神喪失に起因する賠償責任 ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波…など <受託品にかかわる保険金をお支払いできない主な場合> ①被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故 ②受託品に生じた自然発火または自然爆発 ③偶然な外来の事故に起因しない電氣的・機械的事故 ④自然の消耗、劣化、変色、変質、さび、かび、ねずみ食い、虫食い等 ⑤屋根、扉、窓等から入る雨、雪またはひょうによる損壊 ⑥受託品が持ち主等に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する賠償責任…など
●育英費用補償 (国内外補償)	扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害の状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、ご加入の育英費用保険金額の全額を被保険者にお支払いします。 ※同一の補償を提供する他の保険契約等がある場合、そのうち最も高額となる支払責任額を超えて、保険金を受け取られることはありません。 ※「育英費用補償」は、次の場合に効力を失います。 ・育英費用保険金をお支払いしたとき。 ・被保険者が独立して生計を営むようになったとき。 ・被保険者が扶養されなくなったとき。	次の①②の事由によって生じたケガまたは③の場合 ①保険契約者、被保険者、扶養者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②「傷害補償」の「保険金をお支払いできない主な場合」の②～⑩と同じ(ただし「被保険者」を「扶養者」と読み替えて適用します。) ※地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は⑦を除きます。 ③扶養者が死亡または重度後遺障害の状態となったときに、被保険者を扶養していない場合…など
●傷害補償 (国内外補償) ・細菌性食中毒補償 セット	○死亡保険金…被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、ご加入の死亡保険金額の全額をお支払いします。 ※同一保険年度に生じた事故によるケガに対してすでに後遺障害保険金をお支払いしている場合には、その金額を死亡保険金額から差し引いてお支払いします。 ○後遺障害保険金…被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じてご加入の後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ○後遺障害追加支払保険金…後遺障害保険金をお支払いした場合で、ケガをした日からその日を含めて180日を経過し、かつ被保険者が生存されている場合、後遺障害保険金としてお支払いした額にご加入の追加支払倍率を乗じた額をお支払いします。 ※セットされている場合は、追加支払倍率を乗じた保険金額を後遺障害追加支払保険金額として表示しています。表示がない場合は、お支払いの対象外となります。 ○入院保険金…被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、医師による治療のため入院された場合、入院日数1日につきご加入の入院保険金日額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて180日以内の入院が対象となります。 ○手術保険金…被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために手術(補償の対象にならない手術もあります。)を受けた場合、ご加入の入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術:10倍・入院を伴わない手術:5倍)を乗じた額をお支払いします。ただし1事故について1回の手術に限り、2以上の手術を受けた場合はそのうち高い方の倍率を乗じた額をお支払いします。 ○通院保険金…被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、医師による治療のため通院(往診を含みます。)された場合、通院日数1日につきご加入の通院保険金日額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて180日以内に通院した日数のうち90日を限度とします。被保険者が通院しない場合でも、骨折・脱臼・じん帯損傷などのケガを被った長管骨・脊柱などの所定部位を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネなどの固定具を常時装着したときは、装着した日数について通院したものとみなします。(ただし、手指や足指の骨折で「指」のみを固定するために、ギプス・ギプスシーネなどの固定具を常時装着した場合は除きます。)	次の①～⑩⑪⑫の事由によって生じたケガまたは⑬の場合 ①保険契約者、被保険者、被保険者の親権者もしくは後見人または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故 ④被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産、流産 ⑥被保険者に対する外科手術等の医療処置(保険金をお支払いするケガの治療を除きます。) ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、暴動等 ⑨核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故 ⑩放射線照射、放射能汚染 ⑪被保険者のむちうち症、腰痛その他の症状で、医学的見解の異なるもの ⑫被保険者が危険な運動中に生じた事故 ⑬被保険者が道路以外の場所での自動車、バイク、原動機付自転車等による競技・競争・興行中(練習中を含みます。)に生じた事故 ※地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は⑦を除きます。…など

補 償	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
●熱中症危険補償 (国内外補償)	被保険者が急激かつ外来による日射または熱射が原因で身体に障害を被った場合、死亡保険金、後遺障害保険金、後遺障害追加支払保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットされている保険金をお支払いします。	「傷害補償」の「保険金をお支払いできない主な場合」の①～⑩と同じ …など
●傷害医療費用補償 (国内外補償) ・細菌性食中毒補償 ・セプト…	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ医師の治療を受けた場合に、事故の日からその日を含めて365日以内に実際に負担された次の費用をお支払いします。ただし1回の事故につきご加入の傷害医療費用保険金額を限度とし、公的医療保険制度や労働者災害補償制度から給付を受けられる金額や、第三者から損害賠償を受けた金額などを差し引いた額をお支払いします。 ①治療のために病院・診療所に支払った費用(公的医療保険制度における一部負担金、医師の指示に基づく差額ベッド代等) ②入院、転院、退院のための被保険者の移送費・交通費 ③医師の指示により行った治療に関わる費用、医師の指示により購入した薬剤・治療材料・医療器具の費用等	「傷害補償」の「保険金をお支払いできない主な場合」の①～⑩と同じ ※地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は⑦を除きます。 …など
●学校管理下 動産補償 (国内外補償)	被保険者が自宅敷地外において携行している被保険者所有の身の回り品に、学校の管理下(学校の授業中、在校中、教育活動行事への参加中、登下校中)での盗難(置き忘れまたは紛失の後の盗難を除きます。)・破損・火災等の偶然な事故による損害が生じた場合、被害物の時価額を基準に算定した損害額(修理できる場合は修理費または時価額のいずれか低い金額)から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。ただし保険期間を通じて(長期契約の場合は各契約年度ごと)にご加入の学校管理下動産保険金額を限度とします。 ※1個、1組または1対についてご加入の保険金額または10万円のいずれか低い金額を限度とし、乗車券等または通貨等については合算して5万円を限度とします。 ※次のものは保険の対象となりません。 自転車、定期券、電子マネー、商品券等の金券、回数券、クレジットカード、旅券、免許証、設計書、自動車、バイク、原動機付自転車、危険な運動中のその用具、義歯、義肢、動植物…等	次の事由によって生じた損害 ①保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②被保険者と生計を共にする親族の故意(保険金取得目的の場合に限りします。) ③被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ④被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故 ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥戦争、暴動等 ⑦核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故 ⑧差し押え等の公権力の行使 ⑨動産の変質、変色、欠陥または自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い、虫食い、擦傷、掻傷、塗料のはがれ等単なる外観上の損傷、液体の流出 ⑩偶然な外来の事故に起因しない電気的・機械的事故 ⑪置き忘れまたは紛失(これらの後の盗難を含みます。) …など
●被害事故補償 (国内外補償)	被保険者が犯罪行為(人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為で、警察署に届け出た場合)またはひき逃げ事故により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害(別途定める第1級～第4級)が生じた場合、次の損害額を約款に定める算定基準によって算出してお支払いします。ただし1回の事故につきご加入の被害事故補償保険金額を限度とし、賠償義務者からの損害賠償金や他の給付金(犯罪被害者給付金)等は損害額から差し引きます。 ・死亡の場合、葬儀費・逸失利益・精神的損害・臨時費用・その他の損害 ・後遺障害の場合、逸失利益・精神的損害・将来の介護料・臨時費用・その他の損害 ※臨時費用は1回の被害事故につき、死亡10万円、後遺障害2万円を限度とします。	次の事由によって生じた損害 ①被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③戦争、暴動等 ④核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故 ⑤被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または極めて重大な過失 ⑥被保険者または保険金を受け取るべき者による被害事故を教唆または援助する行為、および容認する行為、過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等被害事故を誘発する行為、被害事故に関連する著しく不正な行為 ⑦被保険者、被保険者の配偶者、被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族もしくは別居の未婚の子が被害事故を発生させた場合 …など
●病気死亡見舞金 (葬祭費用補償・ 傷害補償対象外) (国内外補償)	被保険者が保険期間の開始後(葬祭費用を補償する継続契約の場合には、継続されてきた最初の保険期間の開始後をいいます。)に発病した病気のため、保険期間中または発病の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、その葬儀等を行った際に保険契約者または被保険者の親族が実際に負担した葬祭費用をお支払いします。ただしご加入の葬祭費用保険金額を限度とします。	次の事由によって発病した病気 ①保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤戦争、暴動等 ⑥核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故 ⑦放射線照射、放射能汚染 ※地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は④を除きます。 …など

補 償	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
●疾病入院医療 保険金 (国内外補償)	被保険者が保険期間の開始(☆)後に発病した病気(先天性異常については、保険期間の開始(☆)後に初めて医師の診断により発見された場合をいいます。)の治療のため、保険期間中に開始した入院が1日を超えて継続した場合、入院1日につきご加入の疾病入院医療保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院(注)に対しては60日を限度とします。 ※保険期間の開始(☆)前に発病していた病気であっても、保険期間の開始(☆)から1年経過後に開始した入院については、保険期間の開始(☆)後に発病した病気による入院とみなします。 ☆「保険期間の開始」は、疾病入院医療保険金を補償する継続契約の場合には、継続されてきた最初の保険期間の開始をいいます。 (注)同一の疾病の治療を目的として退院日からその日を含めて180日以内に開始した入院については、1回の入院とみなします。	①保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による病気 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気 ③被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用による病気 ④被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによる病気 ⑤戦争、暴動等による病気 ⑥核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性による病気、これらの特性による事故による病気 ⑦放射線照射または放射能汚染による病気 ⑧むちうち症、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの ⑨被保険者の妊娠または出産(健康保険等の療養の給付等の支払対象の場合を除きます。) …など
●疾病手術医療 保険金 (国内外補償 (公的医療保険 準拠型))	被保険者が保険期間の開始(☆)後に発病した病気(先天性異常については、保険期間の開始(☆)後に初めて医師の診断により発見された場合をいいます。)の治療のため、保険期間中に手術(★)を受けた場合、ご加入の疾病手術医療保険金(疾病入院医療保険金日額と同額になります。)に所定の倍率(入院中に受けた手術:10倍、入院を伴わない手術:5倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、同日に複数回手術を受けた場合などは、お支払い額の多い手術1回についてお支払いします。また、保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、お支払いできません。 ※保険期間の開始(☆)前に発病していた病気であっても、保険期間の開始(☆)から1年経過後に受けた手術については、保険期間の開始(☆)後に発病した病気による手術とみなします。 ☆「保険期間の開始」は、疾病手術医療保険金を補償する継続契約の場合には、継続されてきた最初の保険期間の開始をいいます。 ★「手術」は、健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術・放射線治療、および先進医療に該当する手術・放射線治療をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術、異物除去(外耳、鼻腔内)、鼻焼灼術、魚の目手術など、補償の対象にならない手術があります。	①保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による病気 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気 ③被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用による病気 ④被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによる病気 ⑤戦争、暴動等による病気 ⑥核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性による病気、これらの特性による事故による病気 ⑦放射線照射または放射能汚染による病気 ⑧むちうち症、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの ⑨被保険者の妊娠または出産(健康保険等の療養の給付等の支払対象の場合を除きます。) …など
●疾病入院療養 一時金 (国内外補償)	被保険者が保険期間の開始(☆)後に発病した病気(先天性異常については、保険期間の開始(☆)後に初めて医師の診断により発見された場合をいいます。)の治療のため、継続して60日以上入院が必要であると保険期間中に医師に診断された場合、ご加入の疾病入院療養一時金額をお支払いします。ただし同一の病気に対しては保険期間(★)を通じて1回に限りです。 ※保険期間の開始(☆)前に発病していた病気であっても、保険期間の開始(☆)から1年経過後に診断された病気については、保険期間の開始(☆)後に発病したものとみなします。 ☆「保険期間の開始」は、疾病入院療養一時金を補償する継続契約の場合には、継続されてきた最初の保険期間の開始をいいます。 ★この保険契約が継続契約の場合には、継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。	①保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による病気 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気 ③被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用による病気 ④被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによる病気 ⑤戦争、暴動等による病気 ⑥核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性による病気、これらの特性による事故による病気 ⑦放射線照射または放射能汚染による病気 ⑧むちうち症、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの ⑨被保険者の妊娠または出産(健康保険等の療養の給付等の支払対象の場合を除きます。) …など

【用語のご説明】

	用 語	説 明
あ	医 師	被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。
	ウイルス性食中毒	ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
か	危 険 な 運 動	ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
	ケ ガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によること をいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。
	後 遺 障 害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。
さ	細菌性食中毒	サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
	時 価 額	保険の対象と同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。
	自 己 負 担 額	補償の対象となる事由が生じた場合に被保険者の自己負担となる金額をいいます。
	重度後遺障害	後遺障害の程度が普通保険約款別表に定める割合で100%のもの(同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合は、普通保険約款または特約に定める規定により、100%に認定されるもの)をいいます。 重度後遺障害の例：両眼が失明したとき、そしゃくおよび言語の機能を廃したとき…など
	手 術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。 ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。
た	同 一 の 病 気	次のいずれかに該当する場合をいいます。(後の病気は前の病気と同一の病気とみなします。) ・入院が終了した日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になった場合 ・入院をしなかった場合は、病院等でその病気の治療を最後に受けた日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になった場合
は	配 偶 者	法律上の配偶者または内縁の方をいいます。
	発 病	医師の診断による発病の時をいいます。
	被 保 険 者	保険の対象となる方をいいます。
	扶 養 者	お子さま(被保険者)の生活費および学業費用を負担して生計を支えている親権者で、保険加入時にご指定いただいた方をいいます。
	保 険 期 間	引受保険会社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。
	保 険 金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
	保 険 金 額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。
	保 険 年 度 (契約年度)	①保険期間に1年未満の端日数がない場合 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から順次1年間ずつをいいます。 ②保険期間に1年未満の端日数がある場合 初年度については保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。